

## 岡藩の「鷹匠」について

豊田寛三

## はじめに

前から気にかかっていたことがある。それは岡藩の「御入国御供姓名」という記録である（『中川史料集』所収）。周知のように中川小兵衛（秀成）が豊臣秀吉から豊後国直入郡・大野郡に六万六千石の地を宛行われたのは文禄二年（一五九三）一月のことであった。その際、来春豊後へ被遣候、然は家来悉く召連可罷越候」（神戸大学文学部日本史研究室編『中川家文書』、臨川書店、一九八七年）と命じられている。

翌文禄三年正月二五日、秀成一行は命に従い播磨国三木城を引き払い、「総勢凡四千余人、大船五十余隻諸荷物を積み、播州サコシ（坂越）の港より御出船」して豊後国岡へ向かった。そのときに秀成に従って豊後に入った者の姓名を記したのが「御入国御供姓名」である。この文書には『中川史料集』には次のような注記が付けられている。

久通公御世の御覚書と云う本に載する所なり。今諸士系譜等によれば疑う可きことあれども、詳になしがたし。故に故書のままこれを記す

『中川史料集』は、編者北村清士氏によって記された『中川史料集』の撰修について」によれば、文化年間から撰修された「中川氏御年譜 文化選定」を基本的な底本としていることは明らかである。「中川氏御年譜 文化選定」の原本を参照し

表「御入国御供姓名」による家臣団構成

知行・高(石)	人数
4,000石以上	1
3,000 ~ 4,000石未満	0
2,000 ~ 3,000石未満	3
1,000 ~ 2,000石未満	2
900 ~ 1,000石未満	2
800 ~ 900石未満	3
700 ~ 800石未満	4
600 ~ 700石未満	3
500 ~ 600石未満	6
400 ~ 500石未満	2
300 ~ 400石未満	29
200 ~ 300石未満	20
100 ~ 200石未満	58
100石未満	6
計	139

注、「中川史料集」による。与力人数は省略した。なお、「岡城跡の造営と修理(歴史的考察)」では100~200石未満の人数を61名と誤記している。本稿においては訂正している。総人数も139名となる

このなかで、最後の片山弥兵衛が気になった人物であった。知行取りとしては知行高が異常に低いものとなっている。三十石が知行となるのか、ということも疑問である。百石以下のうちでも、上氏は同姓の上猪太夫(百三十石)が、粟生氏は粟生平作(三百石、与力十人)・粟生喜八郎(百石)がおり、本家・分家の関係ではないかとも思われる。

なぜ、知行高の低い片山氏が「御入国御供姓名」にその名を記されているのか?筆者にとって疑問となっていた課題であった。

同 八十石 上 宗弥 六十石 粟生 兵衛 同 大河原 久作 同 治部孫介

同 茨木 文右衛門 三十石 片山 弥兵衛

でも同様の記述である。

さて、「御入国御供姓名」には知行四千石の中川左近以下、一三九名の武士の名前とそれぞれの知行高(与力を含む)が記されており、入国当時の家臣団構成が理解できる。筆者はかつて岡城の造営に関係した人物を探るために「御入国御供姓名」を使用したことがある(「岡城跡の造営と修理(歴史的考察)」、「『保存管理計画策定事業報告書 史跡 岡城跡』竹田市教育委員会、一九八五年)。その知行高と人数を表に示した。

ここに示された人物はいわゆる「十分」に属す人々である。普通、「十分」は知行取りで、高百石以上をさす。「御入国御供姓名」においては百石以下の者が六名記されている。その名前をあげると次の六軒である。

## 一 「勤録」にみる片山氏

いわゆる「豊後岡藩中川家文書」（以後、「中川家文書」とする）は歴代伝世されてきた藩主家・藩庁文書であり、かつて竹田市立図書館に架蔵されていたことがある。北村氏の多くの業績はそれに依拠したものが多く、その後、藩主家の子孫であり当時京都大学に勤務されていた中川久定教授が整理のため、文書全体を京都に移された。そして同僚であった朝尾直弘教授と相談のうえ、菅原憲二氏（現、千葉大学教授）が直接の整理の任にあたられ、その努力によって詳細な『豊後岡藩中川家文書目録』が作成された（一九九四年）。そして、文書本体は中川教授のご理解と竹田市当局の努力によって竹田市立歴史資料館に寄託されることとなった。

筆者は、竹田市教育委員会による岡城及び岡藩の総合的な調査研究の一環として「中川家文書」を閲覧する機会を得た。その内容は一言でいえば極めて良質な大名家文書群である。本稿は、その作業の過程で得た成果の一部である。

「中川家文書」には、家臣団の系譜調書として「諸士系譜」（四九〇点）と「勤録」（四一三点）の二種があることは夙に知られていた。写本や控が旧岡藩家臣の家や領内の大庄屋などを勤めた旧家に伝えられたこともあり、また本来は「中川家文書」にあるべきものが流出（？）したものが残存し、これまでも歴史研究に活用されてきた。

「諸士系譜」は上級武士の家の系譜であり、「勤録」は下級武士の系譜であるというのが一般的な理解であった。しかし、菅原氏も指摘されるように、内容を子細に検討すると、そのように簡単に分類することはできないというのが現段階での実感である。

今回の総合研究の一環で「中川家文書」のなかで片山家の「勤録」を閲覧した。表紙及び冒頭と四代目の程右衛門直長までの記載を原文のまま示すと次のようになっている。しかし、養子等を含めて十一代続いた片山家の記載は長文となるので、後節以降においては行論上必要な箇所を抄出することとする。

（表紙）

①、御鷹役

片山 程右衛門直孝

程右衛門直孝男

②、御鷹役

片山 弥兵衛直盛

弥兵衛直盛男

③、御鷹役

片山 弥兵衛直元

④、始御鷹役

弥兵衛直元男

終時御徒士御鷹役如故

片山 程右衛門直長

程右衛門直長男

⑤、御鷹役

片山 弥兵衛直教

弥兵衛直教養子

⑥、御徒士

片山 弥兵衛直孝

弥兵衛直孝男

⑦、始御雇徒士

終時一代中小姓

片山 弥兵衛直信

⑧、始以下坊主

終時一代中小姓

片山 弥兵衛直重

⑨、始以下坊主

弥兵衛直重嫡男

今第十等御廳方

片山 熊宜之

弥兵衛宜之養子

⑩一、以下坊主

片山 恒三郎宜房

弥兵衛宜之再養子

⑪一、始以下坊主

片山 正三郎宜祿

片山

本國攝津

家紋 五三ノ桐

片山程右衛門宜孝

父姓名不詳

一、年月不知、程右衛門儀清秀様撰州茨木御在陣之節被召出、知行三拾石被成下、御廳御用相勤る

家説

清秀様御幼年之御時、程右衛門も幼年ニ而日夜夢御懇命、程右衛門百舌鳥のヲトリ捕差上候処、殊之外御意に叶

ひ、追而ハ可被召出旨御意有之、其後被召出

一、天正十三乙酉年九月播州御引移之節、程右衛門御供

文祿元壬辰年十月廿九日卒

片山弥兵衛宜盛

程右衛門男

- 一、年月不知、父程右衛門家督無相違知行三拾石被成下、御鷹御用被仰付
- 一、文祿三癸巳年二月豊州御入国之節弥兵衛御供
- 一、豊州御入国以後弥兵衛儀、今の鷹匠町にて屋敷拝領被仰付、私宅之内ニ御鷹部屋を作り、御鷹役相勤る

寛文六丙午年六月廿七日卒

片山弥兵衛宜元

弥兵衛宜盛男

- 一、年月不知、久盛様御代弥兵衛儀、家督無相違知行三拾石被成下、御鷹役被仰付

延宝四丙辰年十月廿九日卒

片山程右衛門宜長

弥兵衛宜元男

- 一、年月不知、程右衛門儀、十六歳にて父弥兵衛跡式無相違知行三拾石被成下、御鷹役被仰付
- 一、年月不知、程右衛門儀、御鷹役難相勤ニ付御免被下置、御徒士被仰付其俣三拾石被下置、御上下御供度々相勤
- 一、年月不知、御手鷹御預御供方御免被仰付
- 一、年月不知、程右衛門儀、不勝手ニ付奉願候処、御切米五拾俵三人扶持ニ御直被下置
- 一、正徳四甲午年三月十六日、程右衛門儀、及老年候得共山え罷越、御鷹打差上候付、為御褒美銀壹枚被下置

一、同五乙未年二月廿七日、程右衛門儀、及老年候付休息被仰付

享保五庚子年七月晦日卒

〔豊後岡藩中川家目録 番号K31、以下同〕

「勤録」では冒頭に、その家の歴代当主の相続関係と名前及び役職を一覧的に記している。片山家は初代片山程右衛門亘孝から片山正三郎亘禄まで一一代にわたって相続されている(それぞれの当主の頭の○数字は筆者が便宜上付したものである)。また、「始」「終時」というのは出仕時及び致仕の際の役職である。五代目の弥兵衛亘教までは「鷹役」となっている。六代目以降の経歴には「鷹役」の記載はない。

なお、本稿の表題においては「鷹匠」としているが、片山家歴代の「勤録」では「鷹匠」の職名ではなく「鷹役」「鷹御用」などと称している。しかし、寛政四年の藩主中川久持の郡廻りへの弥兵衛亘信の随行(「御供」)の際には「御鷹匠」と記されている(『中川史料集』)。ここでの「鷹匠」は一般名詞の意味で用いていることを予めお断りしておきたい。

本文の冒頭には本国・家紋などを記す。片山家は本国を撰津としている。「勤録」の編者の注記である「家説」には、中川家において「太祖」とされる中川瀬兵衛清秀が幼年の時、程右衛門亘孝がモズの囀を捕らえて献上したことが「御鷹御用」に出仕の発端であるとしている。片山家は中川家「太祖」以来の家筋であった。清秀は天正十一年(一五八三)賤ヶ岳の戦いにおいて戦死する。

その子中川藤兵衛秀政は撰津国茨木から播磨国三木へ転封となり、程右衛門亘孝もそれに従っている。秀政は文禄の役に出陣し、天正二〇年(文禄元一五九二)一〇月二四日朝鮮水原城で、戦中にもかかわらず鷹狩りに出た後、戦死した。程右衛門の死はその五日後であるが、死亡の場所等は定かでない。

中川家の家督は弟小兵衛秀成が相続し、文禄二年には帰国している。そして、二年一月には豊後への転封が命じられ、翌三年二月に岡城に入った。

知行三十石の片山家の「御鷹御用」の家督を受けた二代弥兵衛宜盛（以後、片山家の当主の多くが弥兵衛を名乗るため、原則として諱を表記する）も豊後に入り、竹田城下の鷹匠町に屋敷を受け、私宅のうちに「御鷹部屋」を作っている。片山家が居住したことにより「鷹匠町」の名称が付されたのであろうか。この宜盛が御供姓名に記された人物であった。三代宜元の在役は短期間だったようである。

四代程右衛門宜長は一六歳で家督を相続し、鷹役を勤めていたが、「難相勤」ということで、知行はそのままで徒士となり、「御手鷹御預御供方」を免じられている。そして、知行ではなく「御切米三十拾俵三人扶持」となっている。ここで家職としての鷹役を辞めたか、のようにみえる。この理由について後掲の「御家中格役来歴便覧」では「程右衛門家業等閑ニ付、格祿被召上、御徒士格」になったという。

しかし、この背景には幕府の鷹狩への政策の転換とも関係があると思われる。根崎光男氏の『將軍の鷹刈り』（同成社、一九九九年）によれば、將軍家光の死後、鷹狩も縮小され、鷹匠や鷹の数も削減されていた。そして、延宝八年（一六八〇）に將軍となった徳川綱吉政権ではその度合いを強めていった。「仁政」を掲げた綱吉政権では延宝八年に鷹遣いが中止され、幕府の鷹役人も削減されている。いわゆる「生類憐れみの令」の布令のなかで元禄六年（一六九三）には幕府は鷹遣いを全面的に停止している。江戸では鷹匠町が小川町に、餌差町が富坂町に改称され、すべての鷹が伊豆新島に放たれている。この方針は宝永六年（一七〇九）の綱吉の死まで続けられている。岡藩でもこの政策の影響を受け、片山宜長は鷹役を免じられたのであろう。

この間の宜長の勤務状況を示す資料が、「中川氏年譜」を編纂するために収集された資料類を合冊した「中川家記事」（表紙に「中川家記事集録」などと記すものもあるが、性格は同一である、以後は原則として中川家記事とする）にある（中川家文書）。「中川家記事」には、裁許状留、御用人記録など、いわゆる「藩庁文書」から抄出・筆写された文書類が収録されている。筆写資料ではあるが、直接の記録類から採録された多様な内容をもつものであり、その信憑性・史料的价值は極めて高

い史料群である。

(元禄十年＝一六九七 閏二月)

同 廿九日

一、今迄有之候ニヶ所之塩硝倉、長崎町ニ直候筈ニ付、弥五之倉調ニは下番人ハ勿論、為上番片山程右衛門、大内七郎兵衛、高山太左衛門為名代悴忠蔵、勤番可申付旨御意之趣函書申渡候

※「弥五」は弥五兵衛坂カ(筆者注)(中川家記事集録N230)

この記事により鷹役を免じられた片山程右衛門(宜長は煙硝倉上番となっていて)ことがわかる。「勤録」では「年月不知」とされていたが、元禄一〇年(一六九七)閏二月二十九日のことであった。

綱吉の死後、「生類憐れみの令」は解除され、幕府の鷹場の復活は享保期であったが、諸藩でも早々に鷹狩を復活させている。岡藩でも復活させようとする動きの中で、正徳四年(一七一四)に至って「老年」となった宜長は山へ行き鷹打ちをしたということによって褒美を受けている。そして、享保五年(一七二〇)に「休息」(隠居)し、まもなく死去している。

## 二 鷹狩と岡藩・中川家

さて、鷹狩とは、「鷹」を用いて行う狩であり、古くは「記紀」神話にも登場しており、五〜七世紀の古墳からも鷹匠埴輪や鷹埴輪が出土しているという(以下鷹狩りの歴史的記述は上記の根崎氏の著書に拠る)。

根崎氏は、日本の鷹狩は、その一部において民衆の生業として行われた部分があったとしても歴史的には権力と結びつくことでその伝統が継承されてきたことの意味のほうが大き、と指摘している。古代国家においては鷹の私的な飼養が禁じられ鷹狩は天皇の下に一元化されていた。

鎌倉幕府は、しばしば武士の鷹狩を禁じる法令を出している。その背景には、武士が少なからず鷹狩を行っていたというこ

とが指摘できる。また、神社においても贅をとる鷹狩が行われていた。鎌倉期から室町期にかけて公家や地下人などに「鷹の家」が固定化している。そして、室町幕府は守護大名の鷹狩を公認するかわりに諸国の鷹を進上させる形をとっていた。戦国大名も領国内の鷹の権利を独占し、在地の小領主は上級領主に鷹を献上することで領主権の秩序化が行われていた。

統一政権でも天皇への鷹の献上は続けられ、織田信長は、自己の支配地域においては給人の所領支配権を超えて鷹野支配権を行使していた。豊臣秀吉も、諸大名の統一政権への服属の契機を鷹の強制的な献上や獲物の献上に求めている。「中川家文書」には、秀吉から中川秀成に与えた文禄四年九月一日付けの次の文書（七三）が収録されている。

於豊後国中、鶴白鳥雁鴨其外諸鳥、如去年以鉄砲討之候へと、獵師等申付、鳥共可進上之、他所如此被仰付候者、御鷹場ニ被留置候所へ、諸鳥可集来候之間、入精可申付候、尚山中山城守可申候也

九月十六日

（秀吉朱印）

中川修理大夫とのへ

前年に入部した中川秀成に前年同様に鶴・白鳥などの諸鳥を獵師に命じて鉄砲で打たせ、自分の元に献上することを命じている。その際、「鷹場」を設定すると、そこに鳥が集まってくるので精を出すように命じている。こうした命令の背景には各大名は領内に鷹場を設けていたということが予想される。秀吉自身の鷹狩には諸大名を動員していた。このように、鷹及び鷹狩は、より上位者に収斂する構造をもっており、単なる娯楽というよりも政治的儀礼としての色彩が濃かった。

徳川家康は鷹数寄として知られ、数々の逸話を残している。彼が逝去した年の正月二一日にも駿河・田中に鷹狩に出かけており、ここで体調を崩し、四月一七日に死亡している。

さて、鷹という呼び名は生物学的なものではなく、鷲鷹目に属し、捕鳥能力をもつくつかの種を呼称したものである。そのおもなものは蒼鷹・鶴・雀鶴・角鷹・隼などであり、いずれも鷹狩に利用することで鷹とよばれたものである。野生のものを訓練する網掛と雛から育てる巢鷹があり、またそれぞれは雄雌、年齢などで別名があった。

鷹狩にもさまざまな種類があった。単に鷹狩といえは冬に行われるもので「大鷹狩」といい、春行なわれるものを朝鷹狩、秋季のものを小鷹狩といい、夏季のものは認狩といった。そして江戸時代の儀礼化した鷹狩では、獲物とする鳥ごとに、その名称が決められていた。雉の御成・鶉の御成・鶴の御成・雁鴨の御成などと呼ばれていた。

また、鷹野の確保や津軽・松前・日向という産地からの鷹の確保にも努めている。諸藩でも將軍のために鷹の献上などが行われている。

さて、大名中川家では鷹狩などどのように行われ、いかなる意味をもっていたのであろうか。

時代は下がるが、民情視察にも「鷹狩」が使われていた。『中川史料集』によれば、岡藩でも享保三年（一七一八）九月二二日から二八日の間、六代藩主久忠が「郡廻」をしているが、家老中川求馬以下の「供」に「鷹匠老人」が従っている。さらに、寛政四年（一七九二）八月一日〜一八日、九月一日〜一日の間、初国入りした九代藩主久持が「郡廻」をする際には「御省略中に付御鷹野の形にて」行われ、片山平助（『中川史料集』のママ、半助）が「御鷹匠」として従っている。このとき、「御膳番 御髪月代兼」として供した田仲善次郎の「諸土系譜」（S.250）でも、「善次郎儀、近々御郡廻被遊候ニ付、御供被仰付候、尤御省略中殊ニ地下御厭之為此度は御鷹野之形ニ而万端御手軽被仰出候」としている。つまり、財政困窮が強まっていくなかで、正式の藩主の廻村では供も大勢となり、村々の負担も大きくなるため、より手軽な「鷹野之形」を採ったのである。

時代を遡ってみよう。『中川史料集』によると、初代秀成のとき、慶長一五年（一六一〇）には、將軍秀忠に「狩場見舞」として「道服」を献上している。しかし、この時代の領内での鷹狩りなどの直接的な史料は見出していない。

二代久盛は、寛永六年（一六二九）三月には江戸城石垣普請の功からであろうか、將軍から「御鷹の雁」を拝領している。そして領内では寛永三年に鳥屋山で、同五年には神角山で「狩」をしている。寛永九年の熊本城受取役のときには幕府から「獵師の外無札にて山野にても鉄砲打事停止」「無札に而鳥取事停止」「主人の外家中の衆、小鷹持候而遣い候共、奉行所へ申

札を取り仕ひ可被申事」と在番中の狩について規定されている（『中川史料集』）。岡藩とは特定できないが、熊本に出張中の武士たちが狩や鷹遣いをしていたことが読み取れる。

久盛が清蔵秀征と称していた時の書状が竹田市立歴史資料館に所蔵されている。その全文を紹介してみよう。

尚々、御手前鷹可為秘蔵候へ共、一切之ほと預申度候、此方鷹氣不入事候、以上

従是以書状可申入処、幸便候条令啓候、仍秀成御下向ニ付、其元之隙有間敷存候、然は其方鷹未御入候哉、我等鷹共候へとも氣不入事、最前加州御下折節、鷹之儀申下候、相届不申候哉、一切之間御預候ハ、可為祝着候、恐々謹言

七月十九日

中 清蔵

秀（花押）

横 九左衛門殿

旨

（竹田市立歴史資料館所蔵）

家臣である横田九左衛門（光成）に宛てたものである。横田は山崎合戦を初陣とし、文禄の朝鮮出兵では「鎗先」の働きをし、秀成の入国に従い、城内の下原に屋敷を拝領している。慶長の朝鮮出兵や臼杵の合戦では「番手鉄砲頭」を勤めており、「諸士系譜 横田氏」に収録された系図では「番手物頭御旗奉行」となっており、寛永四年（一六二七）に没している。横田家の系譜では本文書について次のように記述している。

一、秀政様御部屋之内、奉称清蔵様候節、九左衛門所持之鷹御所望被遊候旨、七月十九日之御日付ニ而御書被成下、年号ハ相知不申候

但、右之御書今ニ伝来仕候

原文書では「一切之間御預」とあるものは、諸士系譜においては「所望」と明確にされている。この文書の年代は明確ではないが、内容から判断するとおそらく慶長一〇年頃（久盛の十歳過ぎ）のものであると思われる。書状からも久盛の鷹への執心が伺われ、自分が今持っている鷹は「氣不入」、九左衛門秘蔵の鷹を「一切之間御預」になれば「祝着」と述べている。このように家臣が名鷹を保持し、大名家の若殿が鷹を無心することがあったのであろう。近世初期の武家社会にあって鷹狩を含めた「狩」は大きな意味を持っていた。

次にこのように鷹に強い関心をもつ久盛が二代岡藩主であった時代の鷹狩りを中心とする領内の施策等を見てみよう。久盛が二七歳の元和六年（一六二〇）五月一九日には「鷹遣」について老職中川大隅資政から老職や奉行に規定が示されている。

元和六年

一、為御意申入候

一、鷹御遣候ハ、めんめん（面々）御知行所にて御遣可有由之事

一、あさ畠へハ鷹野衆前後ふミ入間敷候由之事

一、麦粟畠へハほ（穂）ニ出いろ（色）付申間、鷹野衆ふミ入間敷由之事

一、まめ畠へハまめはしり申時分ふミ入ましき由候事

一、あみかけハ猶以めんめん領内切ニ而候間、他村の作所ニあみかけ仕ましく候

右之通ニ堅被仰出候間、御くミ中へ能々可被仰渡候、為其如此候、恐々謹言

五月十九日

中 大隅

中 式部殿

中 隼人殿

松 右馬助殿

古 将監殿

池 大蔵殿

旨

(括弧内は筆者注記、以下同) (中川家記事N 224)

これによれば、まず鷹遣いは、武士はそれぞれの「知行所」で行うこととなっている。そしてあさ(麻)畠、麦・粟畠、まめ(豆)畠への「ふみ入」(踏入れ)を禁じている。それぞれの作物の収穫期に配慮して、農業への支障を避けるためである。また、「あみかけ」(網掛)も武家「めんめん領内切」とし「他村」の耕作地での網掛を禁じている。この方針は、まず重臣に伝えられ、「くみ中」(組中)への徹底が申渡されている。岡藩の武家社会においてかなり広範に鷹狩りが行われていたことが知られる。

元和七年八月には鷹狩ではないが、「あみかり」(網狩り)の二ヶ月間の禁止の「ふた」(高札)を建てている。

定

一、両郡中村々あみにてうつつ候かりを来十月中旬まで御とめ被成候、若あみかりを仕候ハ、其所ニとらへ置候へとの御事ニ而候間、あみにてかり仕ましき者也、仍状如件

元七 八月十六日

中川 隼人正

但、十五日ニ此ふた(札)たち申候

菅 入道夫

池田 監物

中川 主馬頭

中川 加賀守

中川 式部少輔

高札也

壱枚ハ 竹田町

同 ぬめりせ

同 そう川

同 たまらい

(中川家記事 N 201)

これは、「両郡」(全領内)にむけてのものであるが、高札の建てられた場所は、竹田・滑瀬・十川・玉来といずれも岡城川辺である。二ヶ月間の網狩りの禁止は収穫期を迎える稲作の保護を目指したものである。

翌元和八年四月には獵方についての「禁制」が出されている。

#### 禁制

一、たかつかい候儀、不及申すへ候ても通り申間敷事

一、あみかけ仕候事

一、あいふにて鶉取之事

右三ヶ条相背もの候ハ、たれニよらすつけ来人へほうひ可遣候也

(元和八年)

卯月十二日

(中川家記事 N 200)

この禁制は何を命じているのであろうか。第一条目は鷹遣いについての禁制であろうが、意味がとりにくい。第二条目は網

狝の禁止である。第三条目は「あいふ」（鶉をとる圃）による鶉狝を禁止している。許可された狝法と禁止の狝法があった。寛永二年九月には領内にオオタカがおり、それを捕らえた者には「褒美」を与えると千石庄屋に命じている。

○急度申遣候、御領内を大鷹廻り申由ニ候間、若とらへ申もの於在之は則可持参候、御褒美可被遣と被仰出候、大鷹ハ鷲ニに（似）たる物ニて候間、不存者ニハ可申聞者也

九月十六日 前四人（老職）

千石庄屋

（中川家記事N203）

このように、岡藩では「狝」に関してさまざまな法令を布令している。武家を中心にさまざまな狝が行われており、特に鷹狩や鹿狩は武家の作法として重要な意味を持っていたのである。

承応二年（一六五三）三代藩主となり、「中興の祖」と呼ばれた中川久清にもこの方針は受け継がれている。久清は藩政や農村支配の基本的な原則を定めているが、明暦二年（一六五六）には鳥屋山で狩りを行い、「御獲猪鹿七十五」をあげている。

万治二年（一六五九）、初めて国入りをした「佐渡守」「若殿」（いづれも四代藩主中川久恒）に渡した「覚」（『中川史料集』）は道中での心得、国元での心得を指示したものである。そのなかで禁止した場所（岡城周辺）以外の「我々付申候鳥屋場にて何方成共、打可申候」、鴨が必要なきには小姓を遣わすように、「鶉鷹、山鷹何方にて成共つかひ可申候」「三宅山の鹿狩は在所に居申内、一度狩可申候、此外は百姓共痛め申さぬ様に可致事」と鷹狩を含めた狩りの必要性と、配慮すべきことの注意書となっている。

久清については次のような史料もある。

延宝貳年袋

（略）

(延宝二年)

三月九日高木重助より返書

一、去月五日於緒方ニ御隠居様御鉄炮ニ而鶉被為遊、殊外御機嫌之趣、乍恐目出度奉存候、就夫小嶋兵左衛門儀、下自在市郎大夫事ニ付御前悪敷御座候処、御捨免被遊、御料理杯被下候首尾、兵左衛門有難奉存候旨尤ニ存事ニ御座候、則御紙面奉入御覧候 二云々

(中川家記事 N207)

この文書では、久清は緒方で鉄砲狩りを行い、鶉を射とめ、「殊外御機嫌」であり、何かで咎めを受けていた「下自在市郎大夫」が許され、料理などをいただかせたというものである。久清の狩りに対する思い入れを示している。

鷹を使って鷹狩を行なう場所を鷹場という。岡藩の鷹場については文化十一年(一八一四)に古田中務廣計が著した「不染斎隨筆 雑事之部 五」(竹田市立図書館所蔵)には次のように記されている。

一、飛田組鏡ニテ御山鷹野ノ事

入山公(久清)御代、松坂内蔵介御供ノ時、俄ニ雨降出シニ内蔵介手当ヨカリシ事、御家中ノ古談ニ云伝フレド年曆事実モ不詳、久山公(久恒)御代寛文十三年正月十二日鏡ニテ御山鷹野被遊、侍中勢子ニ罷出ル、十一日朝辰ノ刻古町橋揃ト云事アリ、其後了山公(久忠)御代ニモ同所ニテ御山鷹野アリ

「中川氏年譜」の編纂にも関わっており、さまざまな事柄に関心をもっている古田廣計の「不染斎隨筆」は今後注目される資料であるが、久清時代のことについては「年曆事実モ不詳」としている。しかし、「中川家記事」には、そのことを教える史料が収録されている。

一筆令啓上候

一、山ノ口組渡瀬村より上菅生之下迄之川筋左右之谷内、御鷹場ニ成候間、毎年九月九日より三月三日迄、於右之所鉄

砲打候義堅御法度ニ候、尤弓も同前之事

(中略)

右之條々可被得其意候、恐々謹言

(明暦三年)

極月十八日

三老

(中川家記事 N 211)

この年久清は四三歳で、江戸参勤中であつた。鷹場として玉来川沿いの渡瀬村から上菅生の下までの川筋が鷹場に指定され、九月九日から翌年の三月三日までの半年間は鉄砲や弓による猟が禁止となっている。

先述した久恒が国元にいた万治三年の正月には次のような二通の指示がなされている(久清は在江戸)。

○万治三年帳留 正月廿一日

一筆申入候、仍明廿二日ニ於鏡村御山鷹野被遊候間、各せこニ可有御出候、自然差合ニて御出候事不成者ハ其段ヲ名之下ニ御書付可給候、恐々謹言

正月廿一日

中 藤兵衛

中 平右衛門

組頭中

○一筆申入候、仍明廿六日ニ木無礼ニ而御山鷹野被遊候間、各せこニ可有御出候、以上、前文之通

(中川家記事 N 211)

「鶉鷹、山鷹何方にて成共つかひ可申候」という父の命を守って久恒による「御山鷹野」が正月二一・二六日と行なわれるので武士たちの「せこ」(勢子) 出動が命じられ、不都合の者は、「其段ヲ名之下ニ」書くようにといわれている。このときは

古田廣計の指摘した鏡村と木牟礼が鷹場となっている。翌万治四年三月四日の裁許の一条には「御山鷹野ニさゝわり不申所々ニ桑ノなへ植させ可申事」(中川家記事 N 210)とあり、鷹獵に支障のない箇所への桑の苗の植え付けが奨励されている。

さて、その中川久恒が家督を相続したのは、寛文六年(一六六六)であった。隠居となった久清(入山)は、岡城西の丸に居住し、天和元年(一六八一)六七歳で逝去するまで隠然たる力をもちながらさまざま活動をしている。

田仲氏の「諸土系譜」(S 250)のなかに次のような記載がある。

一、延宝五丁巳年正月、久恒様先達而御出被遊、御跡より御隠居様長野え御出被遊候節、御途中山田平五郎ニ鴨鷹為御遣被遊、赤岩之田ニ而鴨取候ニ付、衣笠平作ヲ以久恒様湯原御旅館え鴨被為進、其刻平作帰候節、久恒様より鴨宮雲甫・田仲宗甫連名ニ而御書被成下

御書写

平作御使被下殊更御鷹之鴨拝領忝次第二候、其方共も可然御礼可申上候、先以弥御機嫌能候由、目出度存候、平作帰候ニ付以状申候、玆敷雪の中ニ而候

とへかしる この山さとに 降りつもる

人まつの戸の 雪の夕へを

筆を染候内、おもい出候間書つゝり候、以上

正月廿日 佐渡 御判

鴨宮 雲甫

田仲 宗甫

久恒が直入郡湯原の旅館へ出かけた(おそらくは湯治)。後から隠居久清が長野へ向かい、その途中の赤岩で山田平五郎に

「鴨鷹」を遣わせた。その獲物の鴨を久恒のもとに届けさせた。久清への礼を申上げるようにとの書状を久恒から拝領したというものである。

このとき久清に従って鷹狩をした山田平五郎も鷹匠である。山田家の「勤禄」(K83)には、次のように記されている。

山田家の初代弥五右衛門邦利の生国は肥後熊本であった。年月未詳であるが、岡城下に来、「兼而鷹匠功者」により岡藩主中川久清に召抱えられ二五石七人扶持で、「御徒士格御鷹役」に任じられ、城下の七里に屋敷を拝領し、鷹部屋を屋敷内に拵えている。その場所は「家説」では「御鷹部屋出来之場所、御鷹野御出之砌御立寄被遊御下知」であったと注記している。弥五右衛門は延宝八年に死去している。

二代の平五郎重邦は弥五右衛門の嫡男で、先述の平五郎である。父に続いて久清付きの鷹匠だったと思われる。「年月不知」父同様の二五石七人扶持で、「御徒士格御鷹役」となっている。そして正徳四年一月には「乍老人御鷹居申候付」御襲美として銀毫枚が下されている。彼の逝去は正徳五年一月であった。

三代の弥五之進邦明は「年月不詳」で「御徒士」に召出され、五四俵五人扶持と父の禄高より多くなっている。そして正徳四年七月には「自今父平五郎通御鷹匠被仰付候間、平五郎ニ随ひ稽古可致候、御礼席唯今迄之通、支配ハ向後父子共奉行職支配被仰付」と命じられ、鷹匠の「稽古」をすることとなっている。しかし、父平五郎はまもなく死去している。享保一三年に至って弥五之進は「病身」により「御鷹匠御免、向後御供方」となった。その後、彼は大工奉行となるが、彼自身及びその子孫も鷹匠の仕事に就くことはなかった。以後、山田家は明治まで九代にわたって岡藩に仕えるが、鷹匠を勤めた者はいない。岡藩の有力家臣であり、幕末には尊王の志士として知られる小河弥右衛門一敏を出した小河家に「御家中格役来歴便覧」という記録が残っている(小河一敏著)。

岡藩における諸職の来歴を示した著作である。本書において「御鷹匠」は次のように記されている。

## 一、御鷹匠

法台院様（中川久盛）御代正保年中、井上安左衛門肥後浪人にて御当地へ来候処、被召抱、此御役被仰付、其後格式次第定りし御時節より御鷹匠といふ格名相極りしにや、片山家代々御鷹匠相勤れと此家へ同論ニあらず、元祖片山程右衛門撰州之産ニ而、御太祖様と御同年齡なるに、其身幼年之時、鴟（もず）の時節はいつもおとりを献上し、御獵の御供して彼是相働き御獲など被為在候由、元龜三年之頃、程右衛門御旗下に属し奉る処、御幼年之御時節を度々献上いたしける御由緒を以御鷹役被仰付、禄三十石被下、其子弥兵衛如父格禄被下、御鷹役相勤る、夫より代々相統之処、通玄院様（中川久忠）御代片山程右衛門家業等閑二付、格禄被召上、御徒士格被仰付、其子弥兵衛御徒士格ニ而御鷹匠被仰付、今にいたる

（小河家文書・御家中格役来歴便覽）

本史料によれば、岡藩の鷹匠は、正保年間に竹田に来、中川久盛に抱えられた井上安左衛門が嚆矢であるとしている。そして、片山家は「此家は同論にあらず」と、普通の鷹匠とは別のものであるとしている。片山程右衛門は中川清秀との幼少からの付き合いであり、その故をもって「御鷹役」を勤めた家であり、二代・三代の弥兵衛の跡を受けた四代目程右衛門亘長の「等閑」により、格禄を召上げられたが、五代弥兵衛亘教に至ってまた「御鷹匠」になったとしている。この間の経緯については先述したところである。

では井上家はどうのように、鷹役に関わっていたのであろうか。「諸士系譜」のS 197・198は井上家のものである。同書によれば、井上家の初代五郎右衛門は肥後国居住であり、二代安左衛門正義が正保年中に城下に来、六〇歳三人扶持で「御徒士格御鷹御用」を勤めたとある。正義は寛文一二年に死去している。二代安左衛門正直（養子）は四〇歳三人扶持で「御徒士格御鷹御用」を勤めていたが、元禄一五年に、「年寄候而難相勤」ということで「次男友八三拾俵三人扶持被成下、新規御徒士並被召出、安左衛門義はいまだ御留守中は可相勤思召、三人扶持被下置、唯今迄之通御番可相勤」なっている。井上家の岡藩での鷹役は二代目までであった。

このほか渡部勢助秀宜とその養子勢助秀行が鷹匠を勤めている（K168）。持筒であった秀宜は寛政元年（一七八九）に江戸で「鷹匠稽古弟子入」をし、同六年に鷹匠となっている。そして、文化元年（一八〇四）には「鷹匠本役」ではあるが、鷹匠に任じられた年月から「坊主順席」とされている。その養子秀行は、文政一三年（一八三〇）に鷹匠となっている。そして、天保一三年（一八四二）には出陣した際、自分受持ちの鶴が行方不明となり、差控えとなっている。

このほか、現在確認される限りでは阿部家（K92）・大野家（K101）・後藤家（K119）・多田家（K128）・原田家（K148）・河内家（K234）・服部家（K236）の当主が「鷹匠格」となったことがある。これらは、いずれも「格式」であり、実際に鷹匠として獵を行なった者ではない、と思われる。

と、なると岡藩において歴代鷹匠を勤めた家は、片山家のみであったと指摘できよう。

### 三 歴代の片山氏

本節においては、五代弥兵衛亘教以降の片山家の勤務状況について「勤録」を基本史料として述べていく。

五代弥兵衛亘教は前名を民右衛門といい、正徳五年（一七一九）二月二十七日に父程右衛門が休息を命じられた後に召出されている。しかし、「代役被仰付候訳ニ而は無之、新規ニ被召出候筋ニ而代役被仰付候、程右衛門通り相勤可申旨被仰付」と記されている。享保五年（一七二〇）一月一八日には、亡父程右衛門に与えられていた「五拾俵三人扶持、其俵被下置候、弥御鷹御用情出可申旨被仰付」となっている。同日に召出され、「御目見」をしているが、「但、御通掛」となっている。「勤録」に所載されている諸家の場合、多くの者の目見えは「御通掛」である。

藩主中川久忠の享保一六年一月八日には「御鷹放」（鷹狩）があり、御供方を勤めるように命じられている。ただし、このとき久忠は参勤のため江戸にいた。この鷹狩は「中川家故事集録 記録抄」（N231）にも次のように記されている。

十一月八日

一、片山弥兵衛、此者御鷹放被仰付候ニ付御供方相勤可申候、尤御供方一統熊田織藤右衛門可為支配

そして、一八年二月には父同様に「塩硝倉」勤番を命じられ、「難場」であるので「入念」の勤めを申渡されている。一九年には「塩硝倉定番」、元文元年（一七三六）には「西御丸御門番」となっている。

宝曆十一年（一七六一）は「碧雲寺殿」（中川秀成）の百五十回忌であった。亘教は「御当地御討入御供之家筋」ということで「御斎」を頂戴している。以後、片山家では、こうした行事の際には、「御当地御討入御供之家筋」により、さまざまの恩賞を受けている。宝曆十四年にいたって亘教は「老年」ということで、暇となっているが、永年（四五年）の勤務というこゝとで「御捨扶持老人扶持」が与えられ、「宿元ニ而之儀、御鷹氣を付」けるようにと申渡されている。亘教は隠居後二〇年を経た安永九年（一七八〇）に没している。

六代目弥兵衛直孝は養子であった。宝曆四年に「御鷹御用是迄も相勤候処、尚又心掛可致執行候、依之式人扶持被下置」と出仕をしている。そして父の跡を受けて、宝曆十四年に「御徒士ニ被召出五拾俵三人扶持」が与えられ、「御鷹御用」も「精出」すことを命じられている。また、このとき倅富之助（七代目弥兵衛亘信）は「見習」として「老人扶持」が与えられている。直孝は天明九年（一七八九）に隠居するが、「半助留守等之節ハ御鷹餌飼等心掛」けるようにとのことで毎年「倅子三俵ツ、」が与えられている。直孝は寛政二年に没している。

七代目弥兵衛亘信は宝曆十一年、当時一五歳であった中川久徳（内膳正、中川久貞の子、延享四年生れ、文化八年没）の部屋に鷹を繋いでいたため、その「餌飼等日々罷出」、「御鷹野御出之節御供」することを命じられている。そして同一四年には「鷹役見習」として一人扶持が与えられている。

安永六年（一七七七）には「数年御鷹御用」を勤めたということで、「御雇徒士」となり、「三拾俵三人扶持」が与えられ、「元ノ役支配」となった。天明八年（一七八八）四月には老中に就任した松平伊豆守（信明）から久貞に「大鷹式居」が贈られたので、その鷹の受取りに大分郡三佐まで出向いている。その年十二月には「御鷹方致出情」で「白銀三枚」を頂いている。

翌九年には父弥兵衛が隠居をした。亘信（当時の名乗りは半助）は、寛政元年（一七八九）から二・三・四年と「御鷹御用出情」により毎年「白銀貳両」を受けており、四年には先述した中川久持の郡廻りに随行している。

寛政五年正月には先祖の名である弥兵衛に名を換え、「御側徒士」に取立てられ、「御鷹野御供之節ハ一代中小姓之格合」となっており、同八年には御鷹御用に出精したということで「麻上下一具」の目録が下されている。享和三年（一八〇三）には「御鷹御用出情相勤、旧家之者」ということで「一代中小姓」「五拾俵四人扶持」が与えられている。文化七年（一八一〇）には「五拾年全相勤」により「御目録 綿式丸」を受けている。

亘信はその後も勤務を続け、度々「日勤ニ而致皆勤」で「御酒頂戴」となり、最後の表彰は文化一三年であった。文政元年（一八一八）に至って「及老年候ニ付休息」が命じられ、五八年にわたる勤務を終えたが、「御鷹御用は是迄之通可相勤候、依之式人扶持」が与えられている。亘信が没したのは文政五年であった。

八代目弥兵衛亘重は「御鷹方見習」として寛政六年に初出仕した。同八年には「御鷹方出情」で一人扶持が給され、翌九年には「御目見以下坊主」「銀百匁老人扶持」「御鷹方見習元ノ役支配」を命じられている。文化二年には勤務はそのまま「御切米貳拾俵式人扶持」となっている。同七年には「御鷹御用ニ付立帰出坂」を命じられている。文化一四年には一人扶持の加増で「御先徒士御取立」、父の隠居した文政元年九月には「切米三拾俵」、一月には「切米五拾俵」「御鷹御用父弥兵衛通可相勤」ことを申付けられ、格も「御徒士」となっている。翌二年の三宅山鹿狩では「獲物之肉」と酒を頂戴している。この年十月にも鷹御用で「立帰出坂」を命じられている。

文政十二年にはそれまでの本弥から弥兵衛に改名し、弘化二年（一八四五）には居宅が火災に遭うという不幸はあったが、亘重は毎年のように「皆勤」の勤務で、同三年には「五拾年全相務候」で「金貳百足」を受けている。

嘉永三年（一八五〇）一〇月亘重は三日間の「差扣」処分を受けることになる。その経緯を示してみよう。

一、同年十月十九日弥兵衛儀、殿敷御省略ニ付御年限中御鷹不残御放被仰出候処、卒兎三郎え鷹業法口伝未相済ニ付、

大鷹御残置被成下候ハ、口伝等致し置度旨先達而内願申出、尤之義ニは被思召候得共、願之趣御取揚被遊候而は御省略之廉不相立ニ付、御取揚難被遊旨被仰出、此上可申上様は無之候得共、片山家之儀は代々御鷹御用相勤、未夕俵兎三郎え皆伝不相濟、最早自分義及老年御年限明迄存命之程難計、是迄数代致相伝候伝授絶義残念ニ付、右御鷹被下ニ相成、是迄之御鷹場土地拝借稽古致し候儀御免被成下候ハ、自分飼ニ致し置、兎三郎え皆伝をも致し度、弥兵衛兎三郎勤方被仰付候ハ、御用之ス透ニ自分飼ニ而稽古致し度旨、尚又内願申出、一ト通尤之節ニハ被思召上候得共、再三内願申出候は、不束至極之旨蒙御沙汰奉恐入、差扣願之通相慎罷在候様被仰付、同廿二日御免

岡藩では「省略」ということで、すべての鷹を「御放」することになった。弥兵衛宜重は、この方策に抵抗をしている。彼によれば、息子の兎三郎（後の罷宜之）への「鷹業法口伝」が終わっていない。大鷹を残しておけるならば、その口伝をしたと「内願」をした。それにたいして藩では「尤」とはしながらも、それを認めると「御省略之廉不相立」として願いを認めなかった。しかし、宜重は片山家は「代々御鷹御用」を勤めた家であるが、兎三郎への伝授が終わっていない、自分も老年であり、このままでは「数代致相伝候伝授」が絶えることとなる。藩から鷹を下され、鷹場の土地を拝借できるならば「自分飼」をして、勤務の合間に伝授したいと願出たのである。それが「再三内願申出候は不束至極」とされたのである。

片山家の家業である「鷹匠」の仕事は技を受け継ぐ者としての強い責任感が感じられる事件であった。彼の執念とでもいべき願いの結末は宜重の「勤録」では明らかでない。宜重は嘉永七年三月八日に没している。

九代目熊（弥兵衛）宜之は天保二年（一八三一）御目見以下坊主、御鷹御用見習で出仕している。そして、天保一三年に「御鷹匠」になっている。弘化二年には「御鷹御用」で「立帰出坂」を命じられている。同四年には「御鷹御用専心掛業前も致上達候ニ付御切米拾俵ニ御直被下置、御目見坊主御鷹方」となっている。これでも父宜重には「未夕俵兎三郎え皆伝不相濟」ということであった。

嘉永七年、父の死後六月にいたって「切米五拾俵三人扶持」となり、「御鷹御用是迄之通可相心得候」と家業の継続となっ

ている。熊宜之は「両山方」の勤務となっており、「非常御手宛為御用鉛柄味吹」が一万斤できたということで「御酒」を与えられたり、「火術役手伝」、京都守衛、手砲役手伝、大砲隊手伝など緊迫する政治情勢と関連する職務を務めている。明治三年（一八七〇）五月の藩制改革では「御改革ニ付左之通被命 片山熊 十等出仕鉦山方申付候也、但、御渡方御改正現六拾式儀と成」とある。先に示したように、片山家の「勤録」の歴代の記載では「今第十等御鷹方」とあるが、熊宜之の個別の記述にはその文言はない。さらに、同年一月には「代々士籍家禄拾式石」となっている。そして、明治四年に岡藩では「獵業」についての「壹里杭」（一里以内は禁獵の目印の杭）を建て増した。宜之は飛田組千引村は一里の外と思ひ、獵をしたが、同所は一里の内ということで「差扣」となっている。余暇で鷹獵をしていたものと思われる。

十代目恒三郎宜房は養子である。彼は由学館の「目安」も高く、剣術の稽古にも励んでおり、文久二年（一八六二）六月には「銀百目老人扶持被下置、御目見以下坊主被召出西御郭一統之勤」を命じられている。その際の「演説」には、

御鷹当時御放ニ相成居候得共、家筋之事ニ付御鷹御用之儀は心懸置候義勿論之事ニ候

と鷹匠の仕事の継承が命じられているが、七月末に逝去している。

宜房の死後、養子として迎えられたのが十一代目正三郎宜禄であった。宜禄は文久三年三月、宜房と全く同内容で出仕している。その後、幕末維新の動乱・藩政改革のなかで明治四年五月までに経武館出勤、記録方見習、西御丸勤、平勤定並、老職手付、周旋方執事、議政局筆生、本丸番、東京在番（公議人書記）、岡藩史生（分課学校）、機務史生とめまぐるしい職務変更が行われている。正三郎宜禄において鷹匠としてのものは、義父熊宜之と同じく明治四年正月の「宜禄儀、去ル十五日飛田組千引村之内え致出獵候処、聊壹里内之場所ニ而、不穿鑿之段奉恐入差扣願之通被命、同廿七日御免」という記述のみである。

十一代にわたって歴代岡藩に出仕し、鷹匠として勤めてきた片山家であったが、実質上鷹匠としての職務を勤めたのは八代の弥兵衛宜重から九代熊宜之までであったといえよう。これも時代の流れというものであろうか。

## むすびにかえて

片山家を手がかりとして近世初期の岡藩の狩り・鷹狩などの政策についても述べてきた。狩りや鷹狩が近世初期の上級武士の嗜みとして重要な意味をもち、その重要な用具である「鷹匠」を、近世社会を通じて歴代家業とした家があることも、筆者自身の新しい発見であった。

岡藩の「中川家文書」は膨大な内容がある。とくに、「中川氏御年譜」編纂のために収集された記録類を集冊した「中川家記事」は、元和・寛永期を発端に、一七世紀から一八世紀前半の一次史料であり、今後とも注意深く豊富な内容をもつ史料の収集・分析を行う必要を痛感している。また、岡藩家臣団の家ごとの系譜書き上げである「諸士系譜」「勤禄」は、武家社会・藩体制史の研究に多くの内容を伝えている。とくに、「勤禄」は大工・左官・石工・瓦師・料理人・細工人・医師など多様な「職人」のあり方を検討するための必須の文書群である。

今後とも豊かな近世社会像・藩社会像の追求・構築をめざして「中川家文書」を中心とする岡藩の研究を続けていきたい。なお、史料の閲覧及び分析について、「岡藩史研究会」の平尾胖・佐伯治・工藤真由美・松原勝也・入江康太の皆さんに大変お世話になった。今後ともお世話いただくことをお願いして謝意を表したい。